

社会福祉法人西海市社会福祉協議会
新入職員メンター制度規程

(総 則)

第1条 この規程は、新入職員メンター制度の具体的な運用について定めたものである。

(制度の目的)

第2条 この規程において「新入職員メンター制度」とは、以下の各号に定める目的を実現するために、介護部門の新入職員に対して実務指導等を行わせる制度をいう。

- (1) 新入職員の戦力化、定着を早期に図ること
- (2) 新入職員の啓発と能力向上を図ること
- (3) 職場内の活性化を推進すること

(指 名)

第3条 新入職員の実地指導等に当たる者（以下「メンター」という）は新入職員が配属される課に属し、かつ以下の各号に該当する者の中から所属長が指名する。

- (1) 勤続年数が概ね満2年以上
- (2) 自己の担当業務に習熟していること
- (3) 日常の勤務態度が良好であること

(メンターの人数)

第4条 メンターは、新入職員1名につき1名の割合で指名する。

(人事報告)

第5条 所属長はメンターを指名したときは、その指名を総務課長に報告しなければならない。

(任 期)

第6条 メンターの任期は原則として1年間とする。

2 新入職員の実務習得と定着の状況により、任期を延長または短縮することがある。

(役 割)

第7条 メンターの役割は以下の各号に定める事項とする。

- (1) 新入職員に対し、職務の内容とその遂行方法を教えること
- (2) 新入職員に対し、本会の規則、職場の規律事項を教えること
- (3) 新入職員の職場定着を図ること
- (4) 新入職員の相談に乗り、その相談内容に応じて適切なアドバイスを与えること

(5)その他前各号に準ずること

(報 告)

第8条 メンターは、以下の各号に定める事項を所属長に対して定期的に報告をしなければならない。

(1)新入職員の業務の習得状況

(2)新入職員の職場定着状況

(3)その他必要な事項

(メンター手当)

第9条 本会はメンターに対して毎月3,000円のメンター手当を支給する。

(協 力)

第10条 メンターの上司および同僚その他関係職員は、メンターの活動について全面的に協力しなければならない。

附 則

この規程は、令和3年2月24日に制定し、令和3年4月1日より施行する。